



事務連絡（保 22）
平成 18 年 4 月 26 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石井 正



健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費請求内訳書の取扱いについて

平成 18 年 4 月の健康保険診療報酬点数表等の改正において、入院時食事療養費の取扱いが1 食あたりの費用を設定し、3 食を限度として実際に提供された食数に応じた評価となり、労災診療費算定基準においては、改正後の「食事療養の費用額算定表に定める金額の 1.2 倍」により算定するものとなり、平成 18 年 3 月 31 日付日医発第 1152 号(保 189)にてご連絡申し上げたところであります。

健康保険においては、入院時食事療養費の取扱いの変更に伴い、診療報酬明細書の様式が変更されました。労災保険においても診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改訂する必要がありますが、当分の間、現行の診機様式第 2 号及び第 4 号を使用し、様式を改訂するまでの間は、下記のとおり取り扱うこととなり、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐より関係機関へ事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願いいたします。

記

1. 「⑨7 食事」欄については、食事療養及び特別食加算を算定する場合、「日間」を「回」と読替える。

2. 「食事療養」欄については、「日」を「回」と読替える。

<添付資料>

健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費請求内訳書（レセプト）の取扱いについて
(平 18.4.25 事務連絡 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長補佐)

[※なお、事務連絡中の同封資料『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について（平 18 年 3 月 30 日付け保医発第 0330006 号）』の添付は、省略させていただいております。]

1年未満保存

事務連絡
平成18年4月25日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（医療福祉担当）
(契印省略)

健康保険診療報酬点数表等の改正に伴う診療費
請求内訳書（レセプト）の取扱いについて

今般の健康保険診療報酬点数表等の改正に伴い、診療費請求内訳書（レセプト）の仕様を一部改訂する必要が生じたところですが、当分の間、現行の診機様式第2号及び第4号を使用することとし、様式を改訂するまでの間、下記のとおり取扱うこととしましたので、事務処理に支障が生じないよう、関係医療機関及び（財）労災保険情報センター地方事務所に対する周知方よろしくお願ひいたします。

なお、平成18年3月30日付け保医発第0330006号『「診療報酬請求書等の記載要領等について」の改正について』を同封いたしますので、業務の参考としていただきますようお願いいたします。

記

- 1 「⑨食事」欄については、食事療養及び特別食加算を算定する場合、「日間」を「回」と読み替えることとする。
- 2 「食事療養」欄については、「日」を「回」と読み替えることとする。